

# スキーズアウトの法務・税務・会計

## (2) 連結財務諸表上の会計処理

連結財務諸表上、子会社株式の追加取得としての会計処理、すなわち、

追加取得した株式に対応する持分を非支配株主持分から減額する処理を行う。また、増加した親会社持分は、追加取得した株式の取得原価と相殺し、差額を資本剰余金として処理す

る(連結会計基準28項、日本公認会計士協会会計制度委員会7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という)37項)。

に排除されるのは、端数処理の終了後となる。

# V スキーム別の法務・税務・会計③ 全部取得条項付種類株式 の場合のポイント

## 手続選択における法務上のポイント

### (1) 概要

全部取得条項付種類株式の制度は、債務超過の会社が100%減資を行うことを念頭に創設された。その後、同制度は、会社が既発行株式の内容を変更するために利用されるようになり、平成26年会社法改正によりスキーズアウトの選択肢が広がるまでは、スキーズアウトの代表的な方法として用いられてきた。

### (2) 株主総会開催の必要性

全部取得条項付種類株式発行のための定款変更および全部取得条項付種類株式の取得については、それぞれについて対象会社の株主総会での特別決議が必要であるところ(会則、466、309②十一)、同一の株主総会において承認することができることと解されている。合併や株式交換と異なり、実施支配株主における株主総会における承認は不要であるが、対象会社における株主総会の特別決議は必ず必要である。

### (3) 端数処理手続

全部取得条項付種類株式によるス

キーズアウトでは、全部取得条項付種類株式を取得する対価として、対象会社の別の種類の株式の端数(1株に満たない株式が各少数株主に交付される)ところ、当該端数に代えて金銭を交付する。そのため、かかる金銭を交付するための端数処理の手続が必要となる。

端数処理としては、通常、対象会社が、端数の合計数に相当する数の株式(1株未満の端数は切捨て)を、裁判所の許可を得て実施支配株主に売却し、売却代金を端数に応じた割合で各株主に交付する(会則234)。裁判所の許可の申立てのためには、対象会社の取締役全員の同意を得る必要がある(会則234②)。少数株主が最終的

に排除されるのは、端数処理の終了後となる。

全部取得条項付種類株式の取得の対価については、通常、各少数株主に交付される株式がいずれも1株未満の端数となるように設定され、かつ、端数の合計数が1株以上となるように設定される。端数の合計数が1株以上とならないと、端数が切り捨てられ(会則234①)、少数株主に端数の合計数に相当する1株以上の株式を売却して金銭を交付することができなくなるためである。この点、少数株主が株式買取請求権行使したり、取得価格決定の申立てをした場合は、端数の合計数に変動が生じて、端数の合計数が1株未満となり、端数処理が行えなくなるというリスクがある。

### (4) 対象会社の新株予約権の処理

全部取得条項付種類株式によるスキーズアウトでは、新株予約権をその対象に含めることができない。したがって、対象会社が新株予約権を発行している場合は、任意放棄等の個別の新株予約権者の協力が必要となる。ただし、新株予約権に全部取得条項が付されている場合は、当該条項を利用して処理することが可